

羽田空港における航空法の制限について

1. 高さ制限について(航空法第49条及び56条の3)

下記のエリアにおいては、航空法で高さ制限が設定されており、住所ごとに設けられた制限の高さを超えて、建物等を立てることが禁止されています。

○該当エリア(以下区域の全域、又は一部)

東京都

- 足立区・板橋区・江戸川区・大田区・葛飾区・北区・江東区・品川区・渋谷区・新宿区・杉並区・墨田区・世田谷区・台東区・千代田区・中央区・豊島区・中野区・練馬区・文京区・港区・目黒区・武蔵野市

神奈川県

川崎市・横浜市

千葉県

市川市・市原市・浦安市・木更津市・君津市・袖ヶ浦市・習志野市・富津市・船橋市

○確認方法

ホームページ「羽田空港高さ制限回答システム」にて高さ制限をご確認ください。

羽田空港 高さ制限	検索	Q
-----------	----	---

2. 航空障害灯の設置について(航空法第51条)

以下に該当するものは、航空法により航空障害灯の設置が義務付けられています。

- ①高さ60m以上の物件
- ②進入表面・転移表面又は水平表面に6m以内となる物件
- ③航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの